

Ⅱ 税額の計算に関する改正

1 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が適用対象年度において取得等(注)をした生産等資産でその適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次のイの金額及びロの金額のいずれの金額も超える場合において、当該法人がその生産等資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置をその適用対象年度において国内の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供したときは、その機械及び装置の取得価額の3%相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12の2②）。

イ 法人がその有する減価償却資産につき適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額

ロ 比較取得資産総額の110%に相当する金額

（注）国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（1ページI1参照）。

(1) 適用対象年度

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（2ページI1(1)参照）。

(2) 適用対象資産

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（2ページI1(2)参照）。

(3) 適用要件

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（2ページI1(3)参照）。

(4) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の2②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{機械及び装置の取得価額} \times 3\%$$

（注）上記の算式により計算した金額が、その適用対象年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる機械及び装置の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された機械及び装置の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法42の12の2⑥）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の3）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則61）。

2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特定中小企業者等（一定の法人を除きます。）が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内の指定事業の用に供した場合には、供用年度においてその経営改善設備の取得価額の7%相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12の3②）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、特定中小企業者等（4ページI2(1)参照）のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円超の法人（中小企業等協同組合等（4ページI2(1)(注3)参照）を除きます。）以外の法人です（措法42の12の3②、措令27の12の3⑤）。

(2) 適用対象資産

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度と同様です（5ページI2(2)参照）。

(3) 適用対象事業

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度と同様です（5ページI2(3)参照）。

(4) 供用年度

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度と同様です（5ページI2(4)参照）。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の3②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{経営改善設備の取得価額} \times 7\%$$

（注）上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

(6) 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告書を提出する法人が、その事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り、）における税額控除限度額のうち、上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の12の3③④）。

申告に当たっての注意点

《税額控除》

税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 3 ⑧）。

また、確定申告書等上記(1)の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付する必要があります（措令 27 の 12 の 3 ⑦、措規 20 の 8 ④）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、その控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 12 の 3 ⑨）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 4）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする経営改善設備について適用されます（改正法附則 66、79）。

3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(注)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額の 10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法 42 の 12 の 4）。

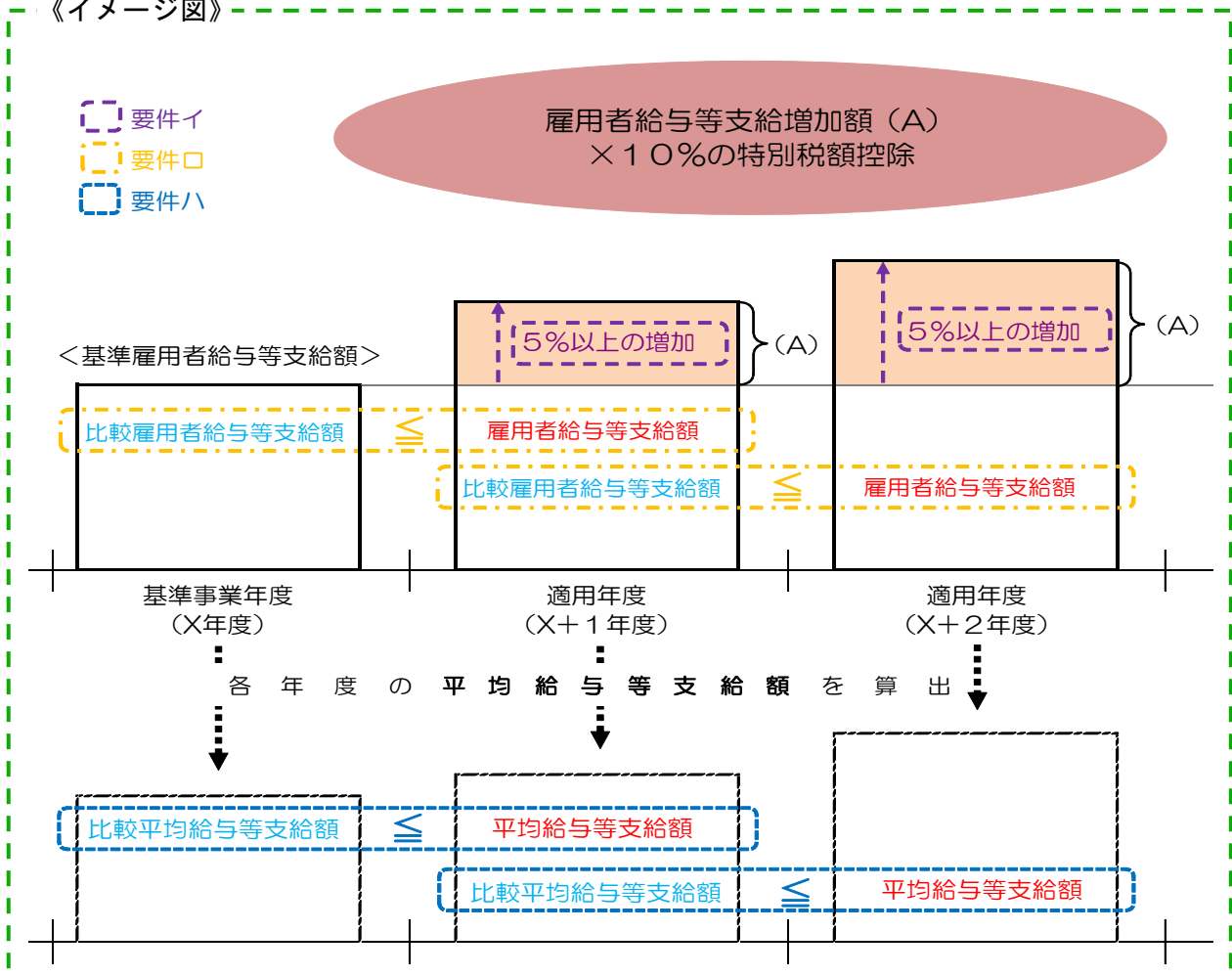
イ 雇用者給与等支給増加額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 5%

ロ 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額

ハ 平均給与等支給額 \geq 比較平均給与等支給額

(注) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12）の適用を受ける事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 4 ①）。

《イメージ図》



(1) 国内雇用者

本制度の対象となる国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特典関係者(注)及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する雇用者（具体的には、その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された者）をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②一、措令 27 の 12 の 4 ②）。

(注) 役員の特典関係者とは、次に掲げる者をいいます（措令 27 の 12 の 4 ①）。

- イ 役員の子供
- ロ 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ イ及びロの者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ニ ロ及びハの者と生計を一にするこれらの者の親族

(2) 給与等及び雇用者給与等支給額

本制度の対象となる給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②二）。

また、雇用者給与等支給額とは、本制度の適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。この給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（措法 42 の 12 の 4 ②三）。(3)において同じです。

(3) 適用要件

本制度は、次のイからハまでの要件をいずれも満たしている場合に適用を受けることができます（措法 42 の 12 の 4 ①）。

イ 雇用者給与等支給増加額(i) \geq 基準雇用者給与等支給額(ii) \times 5%

(i) 雇用者給与等支給増加額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ①②三・四）。

$$\text{雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額}$$

(ii) 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。以下同じです。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②四）。

ロ 雇用者給与等支給額(i) \geq 比較雇用者給与等支給額(ii)

(i) 雇用者給与等支給額については、上記(2)を参照してください。

(ii) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（前事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②五）。

ハ 平均給与等支給額(i) \geq 比較平均給与等支給額(ii)

(i) 平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②六、措令 27 の 12 の 4 ⑪⑫）。

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\left[\text{雇用者給与等支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額} \right]}{\text{適用年度における給与等月別支給対象者(注)の数の合計数}}$$

(注) 適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るものに限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

- (ii) 比較平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②七、措令 27 の 12 の 4 ⑬⑱）。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{適用年度の前事業年度の} \\ \text{所得の金額の計算上損金の} \\ \text{額に算入される国内雇業者} \\ \text{に対する給与等の支給額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{日雇い労働者} \\ \text{に対する給与} \\ \text{等の支給額} \end{array} \right)}{\text{適用年度の前事業年度における} \\ \text{給与等月別支給対象者(注)の数の合計数}}$$

(注) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇業者（適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るものに限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

(4) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 4 ①）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{雇業者給与等支給増加額} \times 10\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その事業年度の法人税額の 10%相当額(※)を超える場合には、その 10%相当額(※)が限度とされます。

(※) 中小企業者等（中小企業者（4 ページ I 2(1)(注1)参照）又は農業協同組合等をいいます。）である場合には、20%相当額となります。

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の対象となる期間内に新たに設立された法人であっても、適用を受けることができます。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、税額控除の対象となる雇業者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇業者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 4 ④）。
- ハ 基準事業年度の月数と適用年度の月数が異なる場合における基準雇業者給与等支給額の計算方法や、本制度の適用を受けようとする法人が新たに設立された法人である場合や合併法人等である場合における基準雇業者給与等支給額の計算方法など、一定の場合における上記(3)の適用要件の計算については、別途の調整計算規定が置かれています（措法 42 の 12 の 4 ②四～七、⑤、措令 27 の 12 の 4 ③～⑩⑭～⑰）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 61）。

4 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措法42の4⑫三、68の9⑫三、措令27の4⑧⑨、39の39⑨⑩、措規20①～⑥⑧、22の23①～⑥⑧、改正法附則62、74、改正措令附則15、21)	○ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が追加されるなどの見直しが行われました。	平25.4.1以後に支出する試験研究費の額について適用され、同日前に支出した試験研究費の額については、従来どおり適用されます。
(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例 (措法42の4の2①、68の9の2①、措令39の39の2、改正法附則61)	○ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除限度額について、その事業年度の法人税額の30%(改正前20%)相当額に引き上げられました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除 (措法42の5①⑨、68の10①⑨、措令27の5②～④⑥、39の40①～③、措規20の2②、22の24②、改正法附則64①②④、76①②④、改正措令附則17、23、平23財務省告示第219号、平25財務省告示第99号)	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却(8ページI 4(2)参照)と同様の改正(即時償却の措置に係る見直しを除きます。)が行われました。	8ページI 4(2)の適用時期等と同じとなります。
(4) 国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除 (措法42の11①一、68の15①、措令27の11①②、39の45①、措規20の6②、改正法附則65、77)	○ 国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却(8ページI 4(3)参照)と同様の改正が行われました。	8ページI 4(3)の適用時期等と同じとなります。
(5) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法42の12①、68の15の2①、改正法附則61、78) (措法42の12①一・二、②三・四・七・八、68の15の2①一・二、②三・四・六・七、措令27の12⑥⑦、39の45の2⑥⑦、改正法附則61、78)	○ 税額控除限度額について、基準雇用者一人当たり40万円(改正前20万円)に引き上げられました。 ○ 基準雇用者数及び比較給与等支給額を計算する場合の前期の雇用者について、当期末において高年齢雇用者(法人の使用人のうち雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものをいいます。以下同じです。)に該当する者が除外され、前期及び当期に離職者がいないこととする要件を判定する場合において高年齢雇用者を含めることとされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上